

# 日本文理大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 日本文理大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本文理大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、学則に明確に定められ、「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」という三つの教育理念に基づく「人間力教育」を柱とした実践教育やプロジェクト型教育を取入れており、大学の個性・特色が生かされている。

中長期的な計画は、平成 21(2009)年に計画が策定され、定員充足率 100%及び消費収支黒字化を目指した経営基盤の改善策を作り実施している。また、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）については、平成 25(2013)年度より各学部・各学科のディプロマポリシーを四つの観点（「関心・意欲・態度」「知識・理解」「技能・表現・コミュニケーション」「思考・判断・創造」）に従って整理し、教育目標とその目的における各科目の位置付けを明確にしている。

#### 「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れの方針は、建学の精神及び教育理念に基づき、明確化され周知も適切である。しかし、学生数確保の面では、工学部の改組を行っているものの収容定員を満たしていない状況であり、今後は、引続き人間力教育を推進するとともに専門能力を高め、収容定員が充足することに期待したい。

教授方法の工夫・開発では、アクティブ・ラーニング、プロジェクト型教育、実践的教育などが取入れられ、1年次の教養基礎科目として「社会参画型実習」が全学必修となっており、早い段階により実践的な教育が図られている。また、教育目的の達成状況の確認方法について、教員 GPA(Grade Point Average)や科目 GPA を算出し、教員間で共有されており、達成状況確認や授業方法の改善等に役立てられている。

#### 「基準3. 経営・管理と財務」について

平成 21(2009)年度から 5 年間の中長期改善施策計画を策定し、「定員充足率 100%及び減価償却費を除く消費収支黒字化」を数値目標として実施してきたが、大学を取巻く環境が厳しさを増す中で、現状において収容定員を充足するには至っていない。平成 26(2014)年度には、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」に採択されるなど積極的に補助金等を獲得しており、引続き教育改革を推進し、収容定員を充足することに期待したい。

財務状況は、帰属収入に対して消費支出が超過している状況にあるが、借入金がなく現金預金等の金融資産があることから、大学を運用する必要な財政基盤を確保している。

#### 「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価委員会は、各自己点検・評価項目の改善・向上方策及び認証評価機関の指摘事項について、関連する部署に通知するとともに、「短期間で解決」「長期的に取り組み解決」「改善に向けて検討」の3段階に分類して、課題ごとに責任者を配置し、取組みの方法及び日程について、予定表を提出させた上で改善に取り組んでいる。また、これらの実施内容と状況は、自己点検・評価委員会に報告され、長期的な課題については、改善・向上に継続的に取り組むことなど、自己点検・評価活動についてのPDCAサイクルを確立し、大学運営に反映する仕組みが構築されている。

総じて、「人間力教育」を柱とした、実践教育やプロジェクト型教育が、早い段階から行われており、より実践的な教育が図られている。また、平成26(2014)年度に文部科学省の「地(知)の拠点整備事業」に採択されており、これを起点に地域社会の支持を得て、経営を安定させるとともに、優れた人材の育成を通して地域社会の発展に貢献することを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.人間力教育と地(知)の拠点の構築」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

##### 【理由】

使命・目的は、学則において、「『産学一致』の建学の精神を礎とし、…(中略)…産業界、地域社会さらに国際社会に有意な人材を育成することを目的とする。」と具体的に明文化している。

また、学部及び学科の教育目的は、上記の使命・目的ののっとして、学則に簡潔に示している。大学院においても、建学の精神に基づき学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、専門分野における高度で実践的な能力を有する技術者を育成する、と簡潔に示している。

時代の変化の中で、建学の精神及び教育理念を明確に示し、「人間力教育」を推進することにより使命・目的を果たしてきている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 【理由】

産業界で実践的に活躍する有用な人材の育成に努め、更に「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」の三つの教育理念に基づく「人間力教育」を柱とした、実践教育やプロジェクト型教育を取入れており、個性・特色が生かされている。

大学学則及び大学院学則に教育の目的を明記しており、その内容は、教育基本法及び学校教育法などに適合している。

大学を取巻く環境の変化への対応については、平成 19(2007)年の建学 40 周年を分岐点と見据え、「日本文理大学中期将来計画」を作成し、これまでの「産学一致」の教育理念を拡充した使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っている。また、平成 26(2014)年より全学的視点に立った大学改革・教育改革を推進するために、学長直轄の「学長室」を設置し、より迅速な変化への対応を図っている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

### 【理由】

法人、大学及び大学院の目的は、それぞれ寄附行為、大学学則、大学院学則に明記され、各学部・学科及び研究科の教育研究目的もそれぞれの学則に明記している。また、教職員に対しては、新年度式などで周知するとともに、新任の教職員には、赴任時に説明会を実施し理解を得ている。

学内外の周知として、学生には入学式の式辞及びオリエンテーションで建学の精神及び教育の理念などについて周知し、保護者に対しても説明会を実施している。

中長期的な計画は、平成 21(2009)年に「第 1 次中長期改善施策計画」が策定され、「人間力教育」を推進するとともに、定員充足率 100%及び消費収支黒字化を目指した経営基盤の改善策を作り実施している。

三つの方針については、平成 25(2013)年より各学部・各学科のディプロマポリシーを四

つの観点に従って整理し、全体的な教育目標とその目的における各科目の位置付けを明確にしている。また、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織は整備されている。

## 基準 2. 学修と教授

### 【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 【理由】

アドミッションポリシーは、建学の精神と三つの教育理念に基づき、大学院、大学、学部及び学科ごとに策定され、ホームページや入学試験要項で明確に周知されている。

学生受入れの方法については、学力に判断基準を置く一般入試及びセンター利用入試、志願者の意欲や技能、個性を評価する推薦入試及び AO 入試等により評価基準を明確に区分けしており、外国人留学生入試や大学院入学者選抜も含め、入学者受入れの方針に沿った工夫がなされている。

学生受入れ数に関して、収容定員充足率を満たしていない学科については、今後の対応に期待したい。

### 【改善を要する点】

- 工学部の機械電気工学科、建築学科及び情報メディア学科において、収容定員充足率が 0.7 倍に満たない点については、改善が必要である。

### 【参考意見】

- 工学部の航空宇宙工学科において、収容定員の充足率が低い点については、入学者数の増加に向けた一層の努力が望まれる。

### 2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

**【理由】**

教育課程については、学則に掲げる三つの教育理念に沿って、大学全体及び各学部・学科においてカリキュラムポリシーを設定、明示し、FD(Faculty Development)活動に積極的に取り組み、体系的な編成がなされている。教養基礎教育は、主に汎用的能力や「こころの力」を養う科目群で編成され、また、専門教育科目については、学年が上がるごとに徐々に専門的な内容に科目編成され、4年次で集大成となる「卒業研究」「ゼミナールⅣ」に取組む構成とすることで、教育目的に沿った教育が行えるよう配慮している。

三つの教育理念のうち、「人間力の育成」「社会・地域貢献」に関しては、地域におけるアクティブ・ラーニング、プロジェクト型教育、実践的教育など、多岐にわたる教授方法が工夫・開発・実践され、PBL(Problem / Project Based Learning)型授業として「社会参画実習」を全学必修とするなどの徹底も図られている。「産学一致」に関しては、特に工学部においては限られた修業年限の中で、いかに専門力育成とのバランスをとっていくか今後に期待したい。

**【優れた点】**

○工学部における1、2年次の専門教育科目である「ロボットプロジェクト」について、3学科の連携により各分野の専門性を融合させ、「ものづくり」に必要な知識と技術、チームワークを段階的に学ばせている点は高く評価できる。

**【参考意見】**

○1年間に履修登録できる単位数が高く設定されているので、登録単位数の上限設定の見直しが望まれる。

**2-3 学修及び授業の支援**

**2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実**

**【評価結果】**

基準項目 2-3 を満たしている。

**【理由】**

教員と職員の協働による学修支援については、学生支援システム「ユニバーサルパスポート」を導入し、外国人留学生も含め一人ひとりの学生に対する学修支援の体制を整え、進路・就学指導などに活用するとともに、教員と職員との連携により成績不振者や留年者・中途退学者などの減少に努めている。

また、担任制による指導や全教員に1週当たり1コマのオフィスアワーが設定されている。さらに、オフィスアワーとは別に、時間割上で定められる「ユーティリティアワー」を設けるとともに、TAを学部開設授業の教育補助、新入生へのオリエンテーション等の

スタッフとして活用するほか、日本に留学して間もない留学生のために、初年次における教養基礎科目、実験・実習を伴う専門教育科目において留学生の上級生を活用するSA(Student Assistant)制度を採用し、きめ細かい授業支援及び学修支援を行っている。

特に入学時のスタートアップ、人間力教育、「地（知）の拠点整備事業」では、教職協働による活発な取組みが行われている。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

学士課程の単位認定、卒業・修了要件や卒業・修了認定等の基準や認定方法は、学則や履修細則に学科ごとに定められ厳正に運用されている。進級条件は設けていないが、工学部では「卒業研究」の着手条件を設定し、また、経営経済学部では平成 26(2014)年度入学生より「ゼミナールⅣ」の着手条件を学科ごとに設定している。成績評価については、公平性のため、全科目に統一的に人間力の育成と関連付けられた四つの観点を定め、「単位を修得するために達成すべき到達目標」及び「成績評価基準」における配点を観点ごとにシラバスに明示している。

また、大学院の修了要件については大学院学則に単位数、年限、学位授与が定められ、学位論文の審査は「日本文理大学大学院学位規程」に従い判定が行われている。

#### 【参考意見】

○シラバスにおいて、一部の科目の授業計画や成績評価基準が示されていないため、整備が望まれる。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

正課科目として、1、2 年次では「社会参画」関連科目を、3 年次では「就職基礎講座」「就職講座」などの科目を開設し、入学時から卒業まで密度の高いキャリア教育を行っている。さらに正課外学修として「進路開発センター」が実施している「NBU チャレンジプログラム」と称する多彩な科目が展開され、数多くの学生が参加している。また、正課外学修及び活動におけるキャリアガイダンスについては、資料室コーナーを活用した情報の提供、地区別個人面談会における保護者とのコミュニケーションによるサポート体制の

構築、「保護者対象特別講演会」の実施などを行っている。また、インターンシップの奨励、「公務員試験対策講座」、大分県内の中小企業代表者から直接学生にアドバイスをもらう「なんでも相談会」、各学科独自に「OB・OG 相談会」を実施するなど多様な取組みを行っている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

#### 【理由】

GPA 制度においては、教員 GPA（教員ごとに認定した全ての学生の GPA の平均値）や科目 GPA（科目ごとの受講生全ての GPA の平均値）を算出し、教員間で共有されており、教育目標の達成状況の確認、授業方法改善に役立てられている。学生支援システムを用いた「受講アンケート」は全科目に対して実施されており、集計結果や教員の回答書は学内ネットワークで随時閲覧できるようにされている。また、教員の回答書については、学生支援システムで学生が閲覧できるようになっている。基礎学力に関するプレースメントテスト、「こころの力」を主に計測するための「nEQ アセスメント」、汎用的能力を主に計測する「PROG（基礎学力テスト）」など、さまざまな外部テストを定期的実施し、人間力という視点でのさまざまな能力について、体系的に計測、効果を検証する仕組みを整えている。

就職先企業に対しては、卒業生に関するアンケート調査を実施し、卒業生に不足している能力を把握するとともに、プロジェクト型授業の充実など教育内容の改善に結び付けている。

## 2-7 学生サービス

### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

#### 【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

#### 【理由】

「厚生補導協議会」及び「厚生補導委員会」を設置し、教員と職員が協力して支援する体制を整えている。大学独自の特待生に対する奨学金制度を設け経済的な支援をするとともに、学生寮の設置、アパート経営者による「NBU 協力会」との連携などにより、病気時の世話や在宅確認など生活面でのサポートも行っている。クラブ活動は、強化クラブを中心に特別支援体制を整え、全国レベルの活躍を支援している。学生の健康管理について

は、保健室・学生相談室が設置され、学生の心身の相談に応じている。新入生に対して、精神的健康調査である「UPI テスト」を行い、支援が必要な学生の早期発見に努め、必要に応じて面談を行っている。

また、平成 26(2014)年度より「学生生活に関するアンケート」調査を実施し、学生の意見・要望の把握と分析に努めている。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

### 【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

### 【理由】

専任教員数、教授数は設置基準を満たしている。また、教員の配置については、各学科に必要な数の教員を配置し、教養基礎科目及び専門教育を適切に行える体制となっており、教員の採用・昇任については教員資格審査基準などの必要な規定を定め、運用している。

FD 活動は、FD 委員会を中心に全学的・組織的に行われ、教員の能力の向上を図っている。教員による教育研究活動の実績は「教育活動評価委員会」が評価し、教員の諸活動の活性化を促すために利用されている。

教養基礎教育の編成及び実施に関する事項は、全学組織である「教養基礎教育連絡会議」にて審議されており、教育目的の実現のため、社会ニーズの変化や入学学生の学力や気質の変化を捉え、適切な改変・改善のための検討を行っている。

## 2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

### 【理由】

教育環境については、設置基準が定める校地・校舎の基準を大幅に上回っており、「アクティブ・ラーニング室」、全学共用パソコン教室、「フリーワークショップ」(パソコン自習室)なども整備されている。図書館は、学生にとって利用しやすいキャンパス中央に配置され、ほぼ開架方式で配架している。書籍の閲覧や自主学修のみならず、ゼミや講義での利用など、教育現場との連携も図られている。

施設・設備の管理などについては、日常的な安全性の確保に努めるとともに、「危機管理

基本マニュアル」を定め、緊急時の危機対策を整備している。

授業を行う学生数については、授業内容とその教育効果を配慮して適切なクラス分けが実施されており、それに対応できる十分な教室数を備えている。

#### 【参考意見】

○学生を対象とした避難訓練が平成 21(2009)年以降行われていないので、規定に基づく定期的な実施が望まれる。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### 【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 【理由】

建学の精神に基づき、大学をめぐる状況の変化に応じた計画を策定し、その基本方針に沿って、学則に大学の目的、教育理念及び学部・学科ごとの教育研究目的を明示するなど、使命・目的を果たしていくための継続・安定した体制づくりに取り組んでいる。

関係法令の遵守事項は適宜明確に規定している。職務執行における公正さの確保や決裁事項の処理などについては規定やマニュアルが整備されている。また、理事長の決裁権限も明確に定められている。

環境保全については組織的な配慮ができています。人権や安全についても、規定などを整備するとともに、研修会の実施や体制づくりが整っており、適切な配慮を行っている。

また、教育情報・財務情報については、法令に従い、適切に公表している。

#### 3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

「学校法人文理学園寄附行為」に基づき、理事の選任及び理事会の運営を適切に行っている。理事会の出席率は高く、重要事項については定例理事会及び必要に応じた臨時理事会により審議・決定する体制となっている。なお、委任状出席の場合も、議案ごとの意思確認が取れる仕組みが確保されている。

今後、大学を取巻く環境の変化に迅速・的確に対応するために、これまで以上の戦略的な意思決定が求められるが、理事会管理体制の充実を図りながら、その責を果たすことが期待される。

**3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

**【評価結果】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**【理由】**

大学の意思決定の仕組みは、組織としては「大学評議会」、教授会、「全学的専門委員会」などがあり、それら組織の構成、構成メンバー、運営状況、実施体制、学内周知などが適正に整備されており、権限と責任の明確性及びその機能性についても確保されている。

学長は全学的に重要な機関の議長となり、また、重要事項については学長決裁を得ることになっており、学長のリーダーシップによる大学運営が行われている。平成 26(2014)年 4 月に「学長室」が新設され、常設機関で継続的に支援する体制へと改善されることとなり、大学改革・教育改革の改善・向上を図る上で、学長のリーダーシップを支援・強化することにつながるものとして今後期待できる。

**3-4 コミュニケーションとガバナンス**

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

理事長は法人を代表する権限と責任を有しているが、総長として法人の設置する各学校などの教学に関する事項を総括する任も担っている。一方、学長は大学の学務を管理しながら、理事会に参画し、評議員会にも参加している。このことを含め、法人と大学、更に

は大学の教学部門と事務部門など、互いの会議などに参加し、情報の共有化を図るとともに相互チェックを行うことで、意思決定及び業務執行の円滑化を図り、ガバナンスを確保している。また、監事による監査機能、公認会計士による会計監査もそれに貢献している。

教職員からの申請などは、原議書により行われる仕組みとなっている。また、教員からの提案は、各専門委員会での審議を経て、教授会などで審議・議決され、必要な場合は理事会で承認される。このほかに、教職員公募による「教育改革推進事業（教育改革予算）」もあり、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営となっている。

### 3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

#### 【理由】

平成 24(2012)年度に大学事務部門を中心とする組織変更を実施するとともに、大学事務本部を新設し、事務部門を一元化することにより、効果的な執行体制が整備された。また、大学の各種会議や委員会に事務職員を参加させており、教職連携のもとで業務や意思決定を円滑かつ効果的に遂行できる状況にある。

職員の資質・能力向上に関しては、大学の各種会議や委員会に参加することで学生の教育・指導に当たる当事者意識を自覚する機会を与え、また、学生の厚生補導、修学指導、退学防止対策、就職活動などに主管業務として関わることを通して、必要な能力取得・向上を図っている。加えて、各種学内研修の機会を提供すると同時に、学外研修、各種シンポジウムや講演会への参加も積極的に勧めている。

### 3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

#### 【理由】

平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度の中長期改善施策計画により、数値目標として定員充足率 100%及び減価償却費を除く消費収支の黒字化を図るべく、各設置校別に改善指針を策定し、具体的な方策を盛り込み、実施してきた。この計画は平成 23(2011)年 7 月に見直され、目標の達成に一層努力してきたが、私立学校を取巻く環境が厳しさを増す中、

入学者の定員未充足などにより、消費収支などの改善は進んでおらず、大きな課題である。しかしながら、借入金はなく、金融資産についても現段階では財務運営上困難な事態ではない。

第2次中長期改善施策計画について、既にその骨格となる「マスタープラン」が提案され、今年度中には計画が策定されることとなっている。これにより、教育改革の推進、学生募集戦略・戦術の見直しなどを行い、定員充足や収支均衡など、経営状況の改善を図ることとしているので、今後の全学的な改善施策の着実な実施に期待したい。

### 3-7 会計

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

#### 【理由】

支払いや入金確認及び勘定計上については、法人本部経理部で管理し、学校法人会計基準に準拠した適切な会計処理を行っている。これに関連して、「経理処理手続きに関するマニュアル冊子」を作成し、予算執行時の基本的な手続きについて各教職員に周知している。

また、期中の予算変更については、発生の都度、原議書決裁を受け、必要に応じて補正予算を編成している。

会計監査については、監事2人による財産状況などの監査を実施し、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しており、また、公認会計士による監査も期中及び決算後に実施しており、監査体制は整っている。

### 基準4. 自己点検・評価

#### 【評価結果】

基準4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 4-1 自己点検・評価の適切性

##### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

##### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

##### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 【理由】

大学の自主的・自律的な自己点検・評価については、平成12(2000)年に「日本文理大学

自己点検・評価規程」を定め、「産学一致」「人間力の育成」「社会・地域貢献」の三つの教育理念に基づく大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施するとともに、概ね3年に一度「自己点検・評価報告書」の作成を行うこととしている。

実施体制については、「日本文理大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、日本文理大学自己点検・評価委員会を置き、委員長である学長のもとに、各学部長、大学教育長及び大学事務本部長が副委員長となり、各組織の長が委員となって、「自己点検・評価報告書」を作成している。

#### 4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価は、基準項目ごとの規定に照らし合わせながら、学生数調査、「UPI 調査」「学生生活に関するアンケート」「就職内定状況調査」「nEQ アセスメント」「プレースメント」「PROG（基礎学力テスト）」などの必要な資料やデータを収集し、現状の把握に努めるなどエビデンスに基づいた透明性の高いものとなっている。

内容分析とそこから得られた改善すべき問題点を指摘する自己点検・評価報告書は、教職員に周知することで学内での情報共有を図り、改善につなげるとともに、ホームページに掲載することなどにより広く社会へ公表している。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

##### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 【理由】

自己点検・評価による改善・向上方策及び指摘事項は、解決すべき課題について分類し、関連部署に通知するとともに、課題ごとに責任者を配置し、取組みの方法及び取組みの日程について予定表を作成した上で改善を進め、大学のカリキュラムや体制などに反映している。これらの実施内容と状況は自己点検・評価委員会に報告され、長期的な課題については改善・向上に継続的に取り組むこととするなど、自己点検・評価活動についての PDCA サイクルは確立され、大学運営に反映する仕組みが構築できている。

#### 大学独自の基準に対する概評

## 基準 A. 人間力教育と地（知）の拠点の構築

### A-1 建学の精神に基づいた人間力教育の推進

- A-1-① 使命・目的に基づいた人間力教育の方針の明確化
- A-1-② 人間力教育の具体性と成果

### A-2 人間力教育の発展的展開による地（知）の拠点の構築

- A-2-① 使命・目的に基づいた社会・地域貢献の方針の明確化
- A-2-② 人間力教育と地（知）の拠点の連携性

#### 【概評】

教育目標の実現に向け、「産学一致」を「産学官民連携推進センター」が、「人間力教育」及び「社会・地域貢献」を「人間力育成センター」が主導し、組織的に地域志向の教育研究を推進している。「人間力教育」については、正課外にも学生生活動への広がりがみられ、「NBU チャレンジプログラム」、挨拶運動、学生寮及び「NBU 協力会」による学生支援などを通して、学生が自ら人間力を育てる体制を整備し、多様な取組みを全学的に推進している。正課教育では、担任制による個別対応・指導をベースに、初年次教育とキャリア教育を連続かつ系統的に体系化し、教養基礎科目には学部混成の「ワークショップ」を積極的に取入れ、専門教育を重視しながら「人間力教育」機能を持たせて編成している。カリキュラムでは、「こころの力」と「社会人基礎力」を主眼として養う科目群を配置し、両者を連動させ、さらに産業界と連携した実践型教育やキャリア教育を加味することで、「職業能力」を高めることを意図している。特に「社会人基礎力」の育成については、平成 21(2009)年度に経済産業省「体系的な社会人基礎力育成・評価システム開発・実証事業」に採択され、同年及び平成 23(2011)年度に学生を「社会人基礎力育成グランプリ」決勝大会に出場させるなど、外部からも高い評価を得ている。

このような、「人間力教育」と「社会・地域貢献」の教育目的を実現するために取組んできた実績の上に、さらに地域が課題とする少子高齢化社会に対する課題解決力を兼備える「地域創生人材の育成」へと発展させ、地域との実践的協働活動によって実現を図る大分県の「地（知）の拠点(COC)」構想を取りまとめている。この構想は平成 26(2014)年度の文部科学省に採択されており、着実な遂行に向け取組みを始めている。

